

公益財団法人富山県新世紀産業機構 所蔵資料 貸出利用規約

(目的)

第1条 本規約は、公益財団法人富山県新世紀産業機構(以下「当機構」という。)の所蔵する書籍・映像ソフト・その他資料(以下「利用資料」という。)を利用者に貸し出す場合の取り扱いを定め、これに関する業務を円滑に遂行することを目的とします。

(利用資料の範囲)

第2条 利用者に貸し出すことのできる利用資料は、原則として当機構のビジネスライブラリーに所蔵するすべての書籍(図書、雑誌)、映像ソフト(DVD)、その他資料を対象とします。その他資料とは、各関係機関の機関紙、書籍の体裁をなしていない(簡易なホッチキス留めのもの等)統計、調査報告書等をいいます。ただし、利用資料のうち次に掲げるものは貸出できません。

- (1) 会社録、年鑑、辞典等の書籍で、利用者が調査対象事項を検索して閲覧利用すべき資料
- (2) 資料提供元から特に意思表示された、安易な取り扱いや貸出を禁じている資料
- (3) 著作権上の取り扱いから貸出を禁止している資料
- (4) 雑誌の最新号(貸出はバックナンバーとします)
- (5) 貸出予約の入っているDVD
- (6) その他、当機構が貸し出すことを適当でないと認めたもの

貸出できない利用資料には、前項(4)～(6)を除いて「貸出禁止ラベル」を貼付して表示します。

(利用者の範囲)

第3条 利用資料は、利用者カードの発行を受けた利用者のみで貸し出すことができます。

(貸出期間)

第4条 利用者へ一度に貸し出す期間は、次のとおりとします。

- (1) 書籍、その他資料 14泊15日以内
- (2) DVD 7泊8日以内

(貸出数)

第5条 利用者へ一度に貸し出すことのできる利用資料の数は、次のとおりとします。

- (1) 図書、雑誌、その他資料 各5冊以内
- (2) DVD 5本以内
- (3) 前項の(1)、(2)を同時に貸出すことができます。

(貸出手続き)

第6条 利用資料の貸出手続きは、次によります。

- (1) 初めての利用者は身分証明書(運転免許証等)を提示し、利用者登録申込書に所定事項を記入しなければなりません。
- (2) 当機構は、身分を確認後、利用者カードを発行します。
- (3) 利用者が貸出を受ける場合は、利用者カードを提示しなければなりません。

(返却手続き)

第7条 利用者は、貸出を受けた利用資料及び付属資料等を貸出袋とともに、貸出期間内に返却しなければなりません。

(DVD等の予約)

第8条 DVDは、貸出日の3か月前から予約することができます。

(利用資料の郵送等による返却)

第9条 利用資料の郵送等による返却を認めます。ただしその場合、以下の点に注意願います。

- (1) 破損がないよう梱包に留意すること。
- (2) 郵送等にかかる送料は利用者の負担とすること。
- (3) 貸出期間は当機構への到着までとすること。

(利用資料の複写)

第10条 当機構では職員が職務上必要な場合を除き、利用資料の複写サービスは原則としていたしません。

(禁止事項)

第11条 当機構では利用者による次の項目に該当する行為を禁じています。

- (1) 利用資料をダビング・複写すること
- (2) 利用資料を第三者に譲渡すること。
- (3) 利用資料を第三者に転貸すること。
- (4) 営利行為を目的に利用資料を使用すること
- (5) 遅延返却を繰り返し行うこと。

(破損、紛失の取り扱い)

第12条 貸し出した利用資料を利用者が破損または紛失した場合は、現状復旧に必要な実費を弁済していただきます。

(規約の遵守)

第13条 本規約を遵守されない場合は、利用者カードの返却を求め、利用資料を貸し出しをいたしません。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。